

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい労働環境整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 5 月 1 日 ～ 2027 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：2027 年 3 月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2025 年 5 月～ 所定外労働時間の把握、削減に向けたプログラムの策定
ノー残業デーの設定・実施

目標 2：育児取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2025 年 5 月～ 全社員に対し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートするための育児休業給付、休業中の社会保険料免除などの周知と育児休業中の能力開発および向上のための情報提供を行う

育児休業取得率 100%及び 1 箇月以上の育休取得を推奨する